

## 『日本後紀』逸文一条へ『師光年中行事』へ

森田 悌

中原師光が龜山天皇の上覧に供するため抄写し進上した『師光年中行事』には、国史の記事が多数引用されている。それらの記事の中には「日本書紀云」とか「国史云」と明記し、国史からの引用であることを明示している事例があるが、多くの被引用記事は原典名を欠いたままととなっている。しかし原典名を欠いていても、国史と対照させることにより、国史からの引用であることを容易に確認できるのである。この事実より、『日本後紀』逸失部の時代に関わる記事を同書の逸文として採取することが可能になるが、披読していて一条の未報告逸文の所在に気付いたので、報告しておきたいと思う。

それは『師光年中行事』二月十一日、官列見事にみえる文章で、参考までに前後とともに引載すると、次の通りである。

十一日、官列見事へ割注略

①天武天皇十一年八月癸未、詔曰、凡諸応考選者、能檢其族姓及景迹、方後考之、若雖景迹行能灼然、其族姓不定者、不在考選之色、

②桓武天皇延暦十四年六月辛亥、勅、定額散位及雑色等有芸能者、式兵二省各加簡試、率將其身申太政官、官准選人列見、一定之跡、不得轉替、

③清和天皇天安三年四月七日壬辰、式兵二省奏疑階文、

①②は『日本書紀』ないし『三代実録』と対照することによりそれらからの引用文であることが確かめられ、①②の紀日の表示の相異も『日本書紀』と『三代実録』とのスタイルの違いに由来している。①と②の間に収録されている③も国史からの引用であることが確実であり、『日本後紀』の記事にあてることができるのである。尤も紀年の前に天皇名を措いていることや、①において貞観元年とあるべきところが天安三年となっていることからみて、①②は国史そのものからの引用でなく、『類聚国史』からの引載であると考えられる。現伝本『類聚国史』に①②を見出すことはできないが、『類聚国史』の逸文とみてよく、その上で、③は『日本後紀』の逸文ということになる。

逸文の内容は、定額散位および雑色のうち芸能あるものについて式部・兵部両省で簡試し、二月十一日に行われる選人列見に准じ列見を行うという勅であるが、この勅は『類聚三代格』にはみえていない。延喜式部式の有能な雑色に対する式部省の簡試を規定している、

凡雑色輩、頗有耐書算者、省課試補任諸司史生、

が、右逸文勅に関連していると考えられるが、採用に当り二月十一日列見に准じた次第を経ることに関し式ないし儀式文を見出すことができない。散位ないし雑色の課試ないし列見という細事なので、関し式・儀式を欠き、その実施を示す史料を欠くようである。

(金沢大学教育学部教授)